

市民動物園会議
動物福祉部会第3回会議

議 事 録

日 時：2022年12月22日（木）午後3時開会
場 所：円山動物園 動物園プラザ（オンライン併用）

1. 開 会

○事務局（山本飼育展示課長） 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、前回と同様に、遠方の皆様にはオンラインでの参加とさせていただきます。ご了承ください。

本田委員が欠席ですが、市民動物園会議規則第4条第3項で定める部会の開催要件である委員の過半数を満たしておりますので、本部会は成立していることをご報告させていただきます。

なお、本田委員は、業務の都合が付けば途中参加する可能性もあると伺っております。

それでは、資料の確認をいたします。

昨日の夕方にお配りしました資料ですが、資料1から資料8までとなりますので、ご確認をいただければと思います。

それでは、ここからは滝口議長の司会で会議を進めていただければと思います。

滝口議長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○滝口議長 それでは早速、第3回動物福祉部会を開催いたします。

本日の議題は六つあります。

まず、第2回会議の総括です。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（池田飼育総括係長） 第2回動物福祉部会のまとめについて説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

動物福祉規程、基準、安楽死処置のガイドラインについて、それぞれ第1回からの修正箇所については記載のとおりです。

各委員からいただいたご意見についてご説明いたします。

（2）の委員からのご意見というところをご覧ください。

第3条第2項の評価の項目になりますが、長倉委員から、主観的という言葉はふさわしくないのではないか、また、山梨委員から、客観的評価はインプットとアウトカムを併せて捉えるもので、この書き方ではインプット側の客観的評価と主観的評価しか書かれていないように捉えられる、客観的評価にプラスして動物の状態を動物専門員の経験によって適切に評価できるよう、技能を向上させるという書き方でもよいのではないか、というご意見があり、これらについては次回までに検討することとしました。

次に、第5条の研究の項目になりますが、山梨委員から、「動物福祉に影響しない場合を除き」とはどういう状況かというご質問があり、一例として、清掃時に回収した糞を用いて研究を行う場合などが考えられるとご回答しております。

次に、2の動物福祉基準案のところをご覧ください。

(2) になりますが、山梨委員から、第4条(3)の生餌の給餌について、JAZAでは、脊椎動物だけではなく、全ての動物に関して倫理審査を必要とする規程となっていたのではないかと、ただし、脊椎動物と無脊椎動物で基準の厳しさは分けても構わないのではないかとのご意見があり、これについては次回までに検討することとしました。

次に、3の円山動物園安楽死処置実施ガイドライン案のところをご覧ください。

(2) になりますが、山梨委員から、安楽死処置検討会議記録の4の(4)で、安楽死処分以外に苦痛の緩和方法がないという書き方は厳しいのではないかと、現時点で最善であるという書き方でもよいのではないかとのご意見があり、これについては次回までに検討することとしました。

また、小針委員から、本ガイドラインには鳥インフルエンザ等の感染症による場合も適用されるのかというご質問があり、適用され、安楽死処置の検討を開始する項目の中で感染症の項目を加えてあるというご説明をしております。

そして、滝口議長から、感染症以外で重篤な外傷により苦痛から解放されない場合の例外規定はあるのかというご質問があり、安楽死処置の検討を開始する項目の中で事故等による外傷の項目を入れておりますとご回答しております。

さらに、山梨委員から、動物が逸走した場合はどうなるのかというご質問があり、逸走し、捕獲した場合に回復不能な傷病を負ってしまった場合も第6号により安楽死処分を検討することとなることとご回答しております。

次に、4の評価方法についてです。

長倉委員から、JAZAでも評価方法については検討中であり、今の想定では評価チームが評価基準とチェックリストに基づいてチームで何を評価するかを決めて評価を行う、評価の基本は、動物の状態など、アウトプットを評価するもので、WAZAのスタンダードとなっているような方法である、という情報提供をいただきました。今後とも情報提供をいただきたいと思いますと考えております。

次に、山梨委員から、1次評価、2次評価ともに、毎年、全動物種で行うのかというご質問があり、そのとおりでして、毎年、全動物種で行うことを考えております。

また、小針委員から、産業動物でも評価のポイントが動物の状態を評価するものである。環境整備や適切な管理を行ったというだけでは基準にはならず、全ての動物種において共通の、特に行動などの評価項目が必要ではないかと、また、産業動物では、評価内容を第三者に分かりやすく整理するためにポイント化するという方法も開発しているので、参考にするによいのではないかとのご意見があり、参考とさせていただきたいと考えております。

そして、本田委員から、生息域外保全センターにおける評価方法についてご説明をいただきました。マンダラートなど、活用できるものは参考とさせていただきたいと考えております。

以上が第2回動物福祉部会のまとめとなります。

○滝口議長 前回の会議を総括したご説明をいただきましたけれども、ご質問などはおありでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○滝口議長 これからそれぞれの対応についてご説明していただきます。

それでは、動物福祉規程案についてです。

修正案のご説明をお願いいたします。

○事務局(坪松飼育展示一担当係長) 資料2の修正箇所の概要でご説明させていただきます。

まず、動物福祉規程についてです。

第3条は、自己評価についての規定となります。

条例の根拠条項がそもそも間違っておりまして、それを踏まえて整理させていただきました。

第2条第1項に条例の根拠を持ってきまして、円山動物園は条例第8条第2項に基づき、飼育動物における動物福祉の自己評価を1年に1回以上実施しなければならないとしております。

以前までの案だと、条例の第12条第1項に基づく外部評価を受けるためにと書いていましたが、動物園が自己評価を行うことが条例第8条に規定されておりましたので、自己評価の根拠をこちらに修正させていただきました。

また、条例では定期的に自己評価を行うということが記載されておりますが、より具体的に、1年に1回以上と回数を入れさせていただいております。

これを受け、以下、第3条第2項です。こちらは、実施方法についてですが、前回の委員のご意見を踏まえ、自己評価の実施は、動物専門員が持つ動物の飼育に関する考え方や取組を整理し、動物の状態や施設整備状況などを評価するとともに、円山動物園職員の知識や技術等の向上が図られるように実施しなければならないと修正させていただきました。

主観的、客観的という言葉は分かりにくいということがありましたので、まずは、自分たちが持つ考え方や取組を整理すること、それを基に動物の状態、施設の状況などを評価する、かつ、その評価については、動物園職員や飼育員だけではなく、全ての職員の知識や技術等の向上が図られるように何らかの工夫をしながら実施しなければならないとしまして、今後、自己評価を行う流れの説明とさせていただきました。

第3条第3項については、自己評価を実施するために内部に動物福祉評価委員会を組織するという事で整理しております。

以上が第3条の自己評価に関する内容の修正になります。

また、条例第12条第1項に基づく市民動物園会議の委員による評価についてです。

こちらは章立てを新しくしております。動物福祉規程自体は第7条まででしたが、第8条を新たに追加し、市民動物園会議による評価の実施ということで、園長は条例第12条第1項に基づく評価を受けるため、第3条で定める自己評価の結果を市民動物園会議に提

出するとともに、市民動物園会議による施設の視察及び職員の聞き取り等に応じることとするとしております。

前回の会議の最後の方で実際にどのように評価を行うかの概要や考え方を説明しましたが、それを記載いたしました。1次評価、2次評価ということで円山動物園では自己評価を行いますけれども、委員の皆様にもどのように評価を行っていただくかについては、その自己評価結果を提示するとともに、施設に来ていただいて、円山動物園の施設状況や職員への聞き取り等により一定の評価をいただくことを想定しております。

後半については、J A Z Aが行う評価にも通じるものでして、今回は概要だけを定めさせていただき、本日の最後に評価についてご説明させていただきますが、より詳細なことは、後日、改めて調整させていただこうと考えております。

そのほか、細かい文言の修正などは決定するまでに再度確認し、修正させていただきたいと思っております。

○滝口議長 ただいまのご説明についてご質問やご意見がおありの方はいらっしゃいますか。

動物福祉規程案について、前回の委員の意見を踏まえた修正案を提示していただきましたが、各委員の皆様からお話をいただければと思います。

○長倉委員 提示していただいた修正案でよいと思いました。やっていく中で決めることがあると思いますが、その都度話していけばよいと思います。

○山梨委員 いろいろと修正していただき、ありがとうございます。動物福祉規程の修正についてはこれでよいのではないかと思います。

なお、「ふれあい」の評価についても含まれていましたよね。今の規程で問題ないと思っているのですが、研究の評価についてもつくられていくのですよね。京都市動物園では研究計画書のフォーマットなどをつくっていきまして、モンキーセンターから拝借しているものです。アピールするわけではないのですけれども、いろいろな動物園で変えても仕方ないと思うところもありますので、そうしたものもつくっていくといいのかなと思いました。

○小針委員 特に問題ないかなと思いますし、これでよろしいのかなと思います。

○滝口議長 この案に関して修正すべきというご意見は特段ないようですので、このようにいたしたいと思っております。

次に、動物福祉基準案についてです。

事務局からご説明をお願いします。

○事務局（坪松飼育展示一担当係長） 資料2の動物福祉基準案の修正についてご説明いたします。

こちらに記載はないのですけれども、以前、委員から質問がありました生餌に関する事項についてです。

J A Z Aから出されているものやE A Z Aのものを見ますと、脊椎動物に限られた規程

となっておりまして、基準のチェックリストでも、脊椎動物となっておりました。また、無脊椎動物に関しての基準をつくることは現段階では難しいと考えることから、現行の脊椎動物に限った基準とさせていただきたいと思っております。

なお、修正をしているわけではないので、こちらには掲載していません。

そのほかの修正事項ですけれども、基準の内容を確認させていただいたところ、各項目で意味や内容が重複する場所を整理させていただきました。

第4条の(1)のイとウがほぼ同じ内容であったことから、ウを削除しました。

第5条の(2)のア、イ、ウも、内容的には同じものとなります。ただ、全て消してしまうことで意味が変わってしまうようなところもありましたので、一部、付け足すような修正をいたしました。

第7条についても、同じく、訓練やデモンストレーションについて、デモンストレーションをさせる場合にはという限定がありましたが、その上に同じようなトレーニングということがありましたので、一緒にしております。

第10条については、飼育動物を傷つけ、苦しめ、また、驚かさないこととありましたけれども、これは来園者との交流、情報提供のところに記載されているものです。傷つけ、苦しめについては、動物愛護法で動物の虐待が定義されており、当たり前ですし、わざわざ書く必要がないと考えました。また、驚かさないことについては、動物の愛護精神といえますか、来園者の動物を思いやる気持ちで、これも前条に書かれていることですし、唐突感もありましたので、削除させていただきました。

このように、内容が変わらないよう、重複していたところを整理したということです。

○滝口議長 修正案についても各委員からご質問やご意見があればいただきたいと思います。

○長倉委員 基準の中で重複感があつたものを削除したのはよいと思いましたが、JAZAの基準も併せて見直しが必要になるのかなと思いましたが、今のところ、JAZAでは、監査を進めていく中でいろいろな見直しを図っていく方向で考えています。札幌市は今回ご提示をいただいたものでよいと思います。

○山梨委員 これで読みやすくなったなと思いましたが、生餌の件については確認不足などところがあり、混乱させてしまったかもしれませんが、問題ないと思います。

○小針委員 資料4は既に削除しているものという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局(坪松飼育展示一担当係長) そのとおりです。

○小針委員 すっきりとまとめられておりましたので、これでよろしいと思います。

○滝口議長 ご説明をいただいた案について、特段、修正すべきというご意見はないようですので、このようにさせていただきます。

次に、安楽死ガイドライン案についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(境動物診療担当係長) 資料2の3の安楽死処置ガイドラインの修正部分を抜

粹しているところ、また、札幌市円山動物園安楽死処置ガイドラインの本文の両方で説明させていただきます。

まず、第2条ですが、規程の第7条の本文を参考記載させていただきました。これは、実際にこのガイドラインを運用していくとき、どういう内容なのか、規程とガイドラインを行ったり来たりしなくてもよいようにとの考えからです。

次に、第4条についてです。安楽死処置の実施方法についてです。

当初はかなり厳しい書き方をしておりますが、可能な限り対象動物に苦痛を与えない方法により鎮静、麻酔をと書いてあったのですが、その時々状況によって最善は変わるだろうということで書きぶりを少し変えております。動物診療を担当している獣医師が置かれた状況において最善と考えられ、かつ、対象動物に苦痛を与えない方法により鎮静、麻酔を施すとしました。

続いて、安楽死処置検討会議記録をご覧ください。

前回、検討内容の(4)の対象動物の苦痛を緩和する方法についてですが、こちらはかなり厳しく、安楽死処置以外に苦痛の緩和方法がない場合に安楽死を検討するという書き方でしたが、状況によって最善は変わるだろうということで、置かれた状況において安楽死処置が最善であると2人以上の獣医師が判断した場合と変えております。

なお、こちらでは修正できていないのですが、会議記録の(4)は、置かれた状況において安楽死処置が最善であると2人以上の獣医師が判断した場合と修正したので、これに伴って、括弧の中の選択肢について、安楽死処置が最善である、安楽死処置が最善ではない、判定不能と変更させていただきたいと思います。

ここで、1点、追加の説明をさせていただきます。

前回、動物が逃げ出した場合の質問があったのですが、今回、特定動物等逸走対策要領をお配りしました。こちらで逃げた動物を銃殺する場合を規定しております。第8条第3項に第12条に定める特別処置等の射殺の決定とあります。

まずは逸走動物の捕獲を試みるのですが、お客様や職員に危険が伴い、捕獲が不可能となった場合については、猟友会に依頼し、動物を射殺できることとしております。

このように、そういう危険な状況になった場合は動物を射殺することがあるということをご説明させていただきます。

○滝口議長 現場での対応を想定した現実的な表現に修正していただいたということかと思えます。こちらについてもそれぞれの委員からコメントをいただきたいと思えます。

○長倉委員 この修正についても問題ないと思えます。

○山梨委員 私も問題ないと思えます。

○小針委員 ガイドラインの2の箱の中に書いてある規程の文言についてですが、こちらとは合わせなくてもよろしいのですか。

○事務局(境動物診療担当係長) おっしゃるとおり、(4)については修正しなければなりません。対象傷病動物の苦痛を緩和する方法を検討した上で置かれた状況において安

楽死処置が最善であると2人以上の獣医師が判断した場合といたします。

○小針委員 あとは問題ないと思います。

○滝口議長 今ご指摘していただいたところは修正していただければと思います。

そのほかはよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○滝口議長 それでは、このとおりといたします。

次に、動物福祉に関する評価方法についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（坪松飼育展示一担当係長） こちらは諮問事項にはなっておりません。ただ、今後、調整していくということで、前回の会議でも説明させていただきましたが、事務局で考えているものについて改めてお話しいたします。

円山動物園で行う評価については、1次評価と2次評価があります。1次評価については、動物を飼育する飼育担当者が飼育に当たっての考え方や取組を整理し、評価いたします。これは、担当動物の飼育における担当者自身の取組や考え方を整理し、評価する方法として、前回、本田委員からご紹介がありましたマンダラートなどを使おうと考えております。自分がやっている取組を見直すことによって、よりよい動物福祉を確立していくということで考えております。

あわせて、評価をする、今後につなげていく際に重要なものとなる記録資料を整理いたします。こちらについては、現在のところ、円山動物園では既にありますが、飼育マニュアルや飼育日誌、個体ごとの生涯記録がきちんと整理されているかどうか、さらには、飼育に当たっていろいろな文献を参考にしていますが、どんな文献を参考にしているのか、自分としてちゃんと整理できているかを確認し、それを提出することといたします。

2次評価では二つあります。一つは、飼育担当者が自分の担当の動物種ごとに評価したものの確認を行うということです。もう一つは、個々ではなく、園全体に係る共通設備や体制については一括して評価するということです。

2評価については、資料8としてチェック項目をお配りしておりますが、これらの項目に沿って評価、取りまとめを行いたいと考えております。そして、最終的な公表に当たっては、第三者に分かりやすいよう、ポイント化してはどうかというご意見もありましたが、分かりやすい方法を検討したいと考えております。

また、外部評価ということで、内部評価の自己評価が終わりましたら、委員の方々に評価してもらうこととなりますが、自己評価で取りまとめた結果を提出いたします。また、現地評価となりますが、円山動物園に来ていただいて、施設の視察を行う、あるいは、職員に聞き取りを行うことを考えております。

円山動物園は広いので、全てのゾーンを回ろうとすると時間が足りないかと思います。そこで、年度ごとに、幾つかのエリアに分け、細かく見ていただくということを考えております。

福祉評価についてはこのように考えておりますが、今後、さらに詳しいマニュアルの整備等を行う予定でして、第1回の実施までに、部会以外になるかと思っておりますけれども、ご助言等をいただければと思っております。

○滝口議長 評価方法についてJAZAで進展等がございましたらご紹介をいただけますと幸いです。

長倉委員、山梨委員、いかがでしょうか。

○長倉委員 円山動物園にもご参加をいただいたのですが、12月の初めに外部講師を招き、動物福祉評価の研修を行い、標準的なやり方については共有しました。その資料は共有できると思うのですが、今は修正中です。

大まかなやり方についてですが、まず、監査チームのリーダーを決めて、監査の構成員は動物園の特性に応じて選びます。JAZAの場合、監査員は研修を受け、認められた人しかできないのですが、その人たちで監査の数か月前にどんな監査をするかの話し合いを行います。先ほど外部監査では部分的に見るという話がありましたが、基本的に、外部の人の監査は1日で終わらせるようにします。それに基づいてチェックリストを準備し、当日は園の責任者と監査チームがミーティングし、何をやるかを共有して、およそ数時間、園内を見たり、インタビューをしたりします。

監査チームもばらばらになる場面も出てくるので、監査員間でまずは監査結果の共有をして、締めくくりの会議で指摘事項を共有し、最終的にはそれを文書にまとめて報告するという流れでやるということは決まっています。

どんなふうに監査するかは、我々も実際の監査はやっておりませんので、まだ決まっていません。ただ、動物園だと、インプットは確認しやすいのですが、アウトプットという動物がそれによってどうなったかは短時間の監査ではなかなか分かりません。例えば、餌の配慮を実施し、それによって動物の状態がどうなっているかについては、その場の観察ではわからないことも多いと思うので、記録を見ていくことになるのかなと思っています。

○山梨委員 長倉委員が説明したとおりです。

JAZAの場合、それぞれの園館が基準に合った形できちんと運営ができていくかを主に見ていきます。ただ、その基準というのは、今はベストプラクティスといいますか、ガイドラインのようなものより、このラインはきちんと満たしていなければいけないというものになるかと思っております。つまり、上を目指すようなものではないということです。

それを踏まえ、監査員がラインを考え、その中で評価していくわけですね。ですから、今後、円山動物園がどういうラインを目指していくのかというのはJAZAとは違ってくるかもしれません。

○滝口議長 事務局から提案していただいた点についてご意見やご質問等があればお願いします。小針委員、いかがでしょうか。

○小針委員 非常にまとまっていて、よろしいと思います。

それぞれの評価方法や見方が今後見えてくるとは思いますけれども、それぞれ振り返った

とき、どこが不足しているかが分かりやすい形で評価できるようになればいいのかなと思いました。

○滝口議長 長倉委員、いかがでしょうか。

○長倉委員 今回、1次評価と2次評価は基本的に園内でやられるということでもいいのですよね。1次評価は個別の担当者が自分の担当の種をやると思うのですが、2次評価で、毎年、全動物種について現実的にできるのかが心配です。大事なものは、職員の方々が今回決めた基準をきちんと理解し、日々働くことなので、2次評価については、その年で絞って考えるということでもいいかなと思いました。

もう一つ、チェックリストを整理してもらいましたが、その位置づけは今つくっている規程や基準に紐づき、変更するときの確認が必要な手順を踏まなければならない想定なのではないでしょうか。

チェックリスト自体は、チェックする人の考え方によって柔軟に変えていくものと思っているため、規程等に紐づかず、単独で変更ができるようになっているといいのかなと思いました。

○滝口議長 山梨委員、いかがでしょうか。

○山梨委員 私も整理されていて、よいなと思いました。

長倉委員の意見とかぶるのですが、チェックリストは、目立つところによって項目を柔軟に考えてもいいのかなと思いました。まず、使っていただいた上で、現場の方などから意見をもらい、検討していくのがいいと思いました。

○滝口議長 JAZAの評価方法についても情報を提供していただきましたので、それを踏まえ、付け足す作業をされると思います。

ご意見をどうもありがとうございました。

次に、市民動物園会議から付託された動物福祉規程（案）の審議結果についてです。

本動物福祉部会においては札幌市長から市民動物園会議へ諮問された動物園条例第8条に基づく動物福祉規程案の審議について付託されています。動物福祉規程については、本日の議論で事務局からの修正案に特段の修正のご意見がございませんでしたので、動物福祉部会としては、今回の修正案をもって承認することとし、終了と考えているのですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○滝口議長 ありがとうございます。

特に異論がないということで、本動物福祉部会に付託されました動物福祉規程案については、今回提示していただきました修正案をもって審議終了とさせていただきます、市民動物園会議へ報告させていただきます。

なお、基準や評価方法等については、先ほど情報として提供していただいたJAZAの動向等を踏まえつつ、随時、見直しを行っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事は終わります。
進行を事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（山本飼育展示課長） 皆様、大変お疲れさまでした。

本日は、市民動物園会議から付託されました動物福祉規程につきまして、事務局からご提示した修正案を承認していただき、ありがとうございました。

動物福祉規程につきましては、来年2月に開催を予定している市民動物園会議においてご報告させていただきます。また、動物福祉基準や安楽死処置ガイドライン等につきましては、委員から指摘を受けましたものについて、一部修正を進めていきたいと思っております。

動物福祉部会の重要な審議事項の一つである動物福祉規程の制定については終了となりますが、今も申し上げましたとおり、評価に関することやふれあいに関することの審議等もごございますので、今後ともご助言をいただければと思っております。

評価については、動物福祉規程の制定後、来年3月頃に第1回目の評価を園内で実施する予定です。その後、評価を委員の皆様にもご協力を賜りたいと考えておりますので、その際には、ぜひ円山動物園にお越しいただき、評価を行っていただきたいと思っております。

最後に、参与、園長からご挨拶を申し上げます。

○オブザーバー（小菅参与） 時間のない中、熱心にご討議をいただき、ありがとうございました。

動物福祉規程については、それぞれの頭の中にあるものでも、共有されているものがそう多くないのかなと考えていましたが、皆さんのおかげで非常に分かりやすいものができたなと思っております。あとは、現場でしっかりと自分のものにして、いかに実現していくか、一步でも前に進んで動物の状態を向上させていくかに真剣に取り組んでいくことができれば、皆様の評価が得られるのではないかと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○神円山動物園長 短い時間の中、規程と基準について、非常に整理された内容でまとまったと思っております。

これから評価なりがそれぞれ進んでいくことになると思っておりますけれども、具体的なものが出来上がっているわけではありません。私たちでこれから中身を決めていきながら、職員一同、評価や今後の動物園の運営に結びつくものにしたいと思っておりますので、引き続き、皆様のお知恵を拝借できればと思っております。

このたびのご参加、本当にありがとうございました。

○事務局（山本飼育展示課長） それでは、これもちまして第3回動物福祉部会を終了いたします。

皆様、どうもありがとうございました。

以 上